令和2年４月２日

資料６－２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府教育庁

新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業措置について（案）

1. 経過

◆2月28日（金）第7回大阪府対策本部会議

・3月2日（月）から3月15日（金）を臨時休業。3月16日（月）から4月7日（火）までの期間に教育活動等を行わないこと

◆3月13日（金）第8回大阪府対策本部会議

・3月23日（月）から4月7日（火）までの春季休業期間は教育活動等を行うことができる

◆3月18日（水）厚生労働省コロナ対策本部クラスター班の専門家作成資料

・大阪府・兵庫県における緊急対策の提案（見えないクラスター連鎖が増加しつつあり、感染の急激な増加がすでに始まっている）

◆3月19日（木）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

・感染が拡大している地域では一律の自粛の必要性（大阪は感染が拡大している地域）

◆3月20日（金）第9回大阪府対策本部会議

・3月23日（月）から4月7日（火）までの春季休業期間は教育活動等を行うことができない

◆3月24日（火）文部科学省からの通知

・令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動等の再開について

1. 現状

・大阪府における3月31日（火）の陽性件数が28件、4月1日（水）の陽性件数が34件と最多。

・政府の専門家会議で、「大阪は「感染拡大警戒地域」」とされ「地域内の学校の一斉臨時休校も選択肢として検討すべき」とされた。

・それを受けた文部科学省の通知では、「地域の感染状況に応じて自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられる」とされている。

1. 認識

・学校現場（校長など）や市町村教委からは、再開に向けた不安の声が多い。休業措置を解除できる情勢にはないと考えられるが、学校再開後の教育活動の円滑な実施に向けて何らかの取り組みを行う必要があるという認識。

1. 対応策（別紙1，2）